

産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県の交付する産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的等)

第 2 条 県は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指し、県内の産業廃棄物の発生抑制及び資源の循環的な利用を促進するため、島根県産業廃棄物減量税条例（平成 26 年島根県条例第 42 号）第 20 条の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）を整備するために要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の対象)

第 3 条 補助対象者、補助対象事業、補助率、補助対象経費及び上限額は、別表 1 に定める。なお、補助対象事業は、承認を受けた年度内に完了するものであって、他の補助制度等の助成を受けていないものに限る。

(事業計画書の提出)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書（様式第 1 号）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の事業計画書の内容に変更が生じたときは、事業変更計画書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第 1 項の事業計画書又は前項の事業変更計画書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画を承認するものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者が規則第 4 条の規定により提出する申請書は、産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金交付申請書（様式第 3 号）とする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、別表 1 により算定し、消費税及び地方消費税の額については補助対象外とする。
なお、算定した額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助事業の変更等の承認申請)

第 6 条 補助事業者は、規則第 9 条第 1 項の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助金変更等承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況を、産業廃棄物 3 R 推進施設等整備費補助事業遂行状況報告書（様式第 5 号）により、知事が別に定める日までに報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者が補助事業を完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金実績報告書(様式第6号)とする。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から30日を経過した日又は交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図ること。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した規則第13条第1項各号に定める財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、財産(規則第13条第1項に規定するものに限る。)を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の用途に流用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不相当であると認められたとき。
- (4) 補助事業に関し不誠実な行為があったと認められるとき。
- (5) その他この告示の規定に違反したとき。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象者	<p>県内に事業所を有する事業者であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない者。</p>
補助対象事業	<p>県内で実施する（1）、（2）または（3）の整備事業。</p> <p>（1）県内で排出される特定の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、銻さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設等の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。</p> <p>（2）がれき類の破碎施設の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。</p> <p>（3）木くずの破碎施設の整備事業であって下記ア～クのいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 県内に施設等を設置するものであり、原則として他で使用された施設等でないこと。</p> <p>イ 移動破碎等の処理のみに使用するものでないこと。</p> <p>ウ 発生抑制、減量化又はリサイクルの効果が高いと認められること。</p> <p>エ 設置する地域にとって必要性が高いと認められること。</p> <p>オ 対象施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。</p> <p>カ 施設等で取り扱う産業廃棄物はその重量の2分の1以上が県内で排出されるものであり、その処理量が確保されることが確実であること。</p> <p>キ 事業の実施に際し廃棄物法上の施設設置許可が必要となる場合又は処分業の事業の用に供する施設を設置する場合は、交付申請時においてその許可等を取得しており、もしくは県指導要綱による事前協議が終了していること。</p> <p>ク 補助事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。</p>
補助率	補助対象経費の1/3以内
上限額	<p>20,000千円以下</p> <p>但し、複合的な施設（複数の機能を有する施設）については30,000千円以下</p>
補助対象経費	<p>機械装置費、設置工事費のうち知事が必要と認める額とする。</p> <p>ただし施設を収納する建屋建設費等は含まない。</p>

